



上尾市



東京電力パワーグリッド

上尾市と東京電力パワーグリッド株式会社の  
ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する協定の締結について

2023年5月24日

上尾市

東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社

上尾市（市長：畠山 稔）および東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（総支社長：河野 誠、以下「東電 PG」）は、「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する協定（以下、「本協定」）」を本日、締結しました。

本協定は、上尾市の 2050 年における脱炭素社会の実現に向け、環境・エネルギー分野における上尾市と東電 PG の連携を強化するものであり、相互の強みを最大限活かして地域課題の解決に協同し、脱炭素のまちづくりを推進するものです。

上尾市は 2021 年に「上尾市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、環境負荷の少ない、持続可能社会を実現するため、省エネ、創エネの取組を進めています。

東京電力グループは 2050 年における CO<sub>2</sub> 排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を始めており、上尾市とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- (1) エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
- (2) 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- (3) 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- (4) 省エネ推進に向けた取組に関すること
- (5) レジリエンスの強化に関すること
- (6) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す取組に関すること
- (7) 生物多様性など自然環境を持つ多様な機能の維持・向上に関すること
- (8) 上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること

上尾市および東電 PG は、本協定の締結を契機に、様々な分野での連携を図ることで、上尾市の 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取組んでまいります。

<別紙 1 > ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する協定書

<別紙 2 > 上尾市と東京電力パワーグリッド株式会社のゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進の連携協定全体像

以上

**本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先**

上尾市 環境経済部環境政策課	TEL : 048-775-6925
東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社 広報・渉外担当 千代田	TEL : 090-9369-7152
東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社 渉外担当 鈴木	TEL : 090-5494-0048



写真は、左から上尾市 畠山市長、東電P G埼玉総支社 河野総支社長



## 上尾市と東京電力パワーグリッド株式会社の

### ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定

上尾市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、上尾市のゼロカーボンシティ（2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ）実現に向けた持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化へのエネルギーへの転換に向けた施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現及びレジリエンスの強化に資することを目的とする。

#### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関する事
- （2）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関する事
- （3）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関する事
- （4）省エネ推進に向けた取組に関する事
- （5）レジリエンスの強化に関する事
- （6）脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す取組に関する事
- （7）生物多様性など自然環境を持つ多様な機能の維持・向上に関する事
- （8）上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関する事

2 前項各号に掲げる事項の具体的な内容・取組については、甲及び乙が協議の上、別途取り決めるものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

#### （連絡・調整・協議）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑で効率的に進めるため、必要に応じて連絡・調整・協議を行うこととする。

#### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報について、第1条に定める目的の範囲内のみで使用するものとし、書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

#### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

#### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、この協定の趣旨に従い、両当事者間で別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年5月24日

甲 上尾市  
上尾市長

富山 稔

乙 東京電力パワーグリッド株式会社  
埼玉総支社長

河野 誠

